

源泉徴収票を見比べてみよう

損益通算

令和元年 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居所 川崎市中原区今井上町 1-1	(受給者番号) 個人番号 123456789012
氏名 川崎 花子	(フリガナ)
種別 給与・賞与	支払金額 2,400,000
給与所得控除後の金額 1,500,000	所得控除の合計額 0
源泉徴収税額 0	
控除対象配偶者の有無等 配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く) 特定 1 老人 0 その他 0
社会保険料等の金額 366,480	生命保険料の控除額 70,500
地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
(摘要)	
生命保険料の金額の内訳 新卒引当金の金額 42,000	前払年金保険料の金額 120,000
住宅借入金等特別控除の額の内訳 住宅借入金等特別控除(分限額)	住宅借入金等特別控除(分限額)
控除対象配偶者の氏名 川崎 翔 個人番号 123456789099	配偶者の合計所得
控除対象扶養親族 1 氏名 2 氏名 3 氏名 4 氏名	16歳未満の扶養親族
未成年者 氏名 氏名 氏名 氏名	中途退・退職 受給者生年月日
支払者 川崎市川崎区 ●△クリニック	(右記で記載してください)

所得税は国税、  
 地方税には、県  
 民税・市民税が  
 あります

一時所得

満期保険金、  
 福引の商品  
 など

雑所得

原稿執筆料、  
 年金所得など

給与所得

損益通算  
 できない所得

不動産所得

土地を購入したと  
 きの借入金にかか  
 る利子はマイナス  
 にできない

事業所得

山林所得

譲渡所得

損益通算  
 できる所得

計算例

不動産所得…… △100万円  
 (土地を取得するための借入金の利子50万円が  
 含まれている)  
 給与所得…… 350万円  
 事業所得…… 120万円

△50万円 (=△100万円-50万円)

+120万円=70万円

給与所得の350万円は  
 損益通算できない

土地の負債の利子50万円  
 は損益通算できない